※　事業復活支援金の事前確認は2022年5月26日(木)までです！（当会会員のみ対応）

※　事業復活支援金の申請は2022年5月31日(火)までです！

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。

1．新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が対象となり得る。

2．2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50％以上又は30％以上50%未満減少した事業者

3．給付額 ＝ 基準期間の売上高 － 対象月の売上高×5

4．基準期間 「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」のいずれか

の期間（対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間であること）

5．対象月 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

（基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30％以上50％未満減少した月であること）

6．給付上限額

売上高減少率　▲50%以上

個人事業主　 50万円

法人　　　　100万円（年間売上高1億円以下）

150万円（年間売上高1億円超～5億円以下）

250万円（年間売上高5億円超）

売上減少率　　▲30%以上50%未満

個人事業主　30万円

法人　　　　60万円（年間売上高1億円以下）

90万円（年間売上高1億円超～5億円以下）

150万円（年間売上高5億円超）

○申請方法等

　登録確認機関による事前確認の後、事業復活支援金事務局（https://m.bmb.jp/13/1738/93/8）から申請していただけるようになります。

※一時支援金又は月次支援金の既受給者は改めて事前確認を受ける必要はありません。

※当会での事前確認については、当会会員のみ対応させていただきます。（お電話にて予約をお願いいたします。）

事前確認は2022年5月26日までです。現在、新規入会での事前確認はお断りさせていただいております。

事業復活支援金事務局 相談窓口

【申請者専用】

TEL：0120-789-140

IP電話等からのお問い合わせ先：03-6834-7593（通話料がかかります）